

議 事 録	
件 名	第1回 門真市立文化創造図書館指定管理者候補者選定委員会
日 時	令和7年6月26日(木) 午後3時から午後4時10分まで
場 所	門真市中町ビル 2階 会議室A
出 席 者	(委員) 萩原委員、湯浅委員、北岡委員、堀内委員、山委員 (事務局) 西岡市民文化部次長、 清水生涯学習課課長、中村生涯学習課課長補佐、 勝連生涯学習課副参事、 濱田生涯学習課主任、桑原生涯学習課係員、 牧菌図書館長、山本図書館主任
議 題	1. 開 会 2. 委員長及び副委員長の選出について 3. 諮問 4. 会議の公開・非公開について 5. 会議録の作成方法について 6. 議事 (1) 募集要項等について(審議) (2) 審査について(審議) ① 審査の進め方について ② 審査基準について (3) 対話の進め方について(審議) 7. 今後の予定、次回日程 8. 閉 会
傍 聴 者 数	— (非公開のため)
担 当 部 署	(担当課名) 市民文化部 生涯学習課 (電 話) 06-6902-7139 (直通)
内 容	<p><b>【事務局】</b></p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、第1回 門真市立文化創造図書館指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。本日は委員5名中5名のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順番に確認をお願いします。まず、『式次第』でございます。</p> <p>次に、資料1『配席表』でございます。</p> <p>次に、資料2『本委員会 名簿』でございます。</p> <p>次に、資料3『門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(抜粋)』で</p>

ございます。

次に、資料4『審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）』でございます。

次に、資料5『門真市情報公開条例（抜粋）』でございます。

次に、資料6『本事業の概要について』でございます。

次に、資料7『審査の進め方について』でございます。

次に、資料8『対話の進め方について』でございます。

次に、資料9『募集要項（案）』でございます。

次に、資料10『別冊1 管理・運営基準書(案)』でございます。

次に、資料11『別冊2 審査基準（案）』でございます。

次に、資料12『別冊3 様式集（案）』でございます。

最後に、資料13『当初提案の提案概要書』でございます。

なお、委嘱状につきましては、時間の関係上、お手元に配布させていただいています。ご確認ください。

資料に不足等はございませんでしょうか。

#### 【事務局】

それでは、改めまして、ただいまより、第1回「門真市立文化創造図書館指定管理者候補者選定委員会」を開会いたします。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、お席につきましては、お手元の資料1『配席表』のとおり、事務局で指定させていただいております。合わせてご了承くださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

まずは、選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料2『本委員会 名簿』をご覧ください。

#### 【事務局】

それでは、続きまして選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

おおさかしやういんじょしだいがく 大阪樟蔭女子大学 名誉教授の はぎはら まさや 萩原 雅也 委員 でございます。

おうてもんがくいんだいがく 追手門学院大学 教授の ゆあさ としひこ 湯浅 俊彦 委員 でございます。

きたおかしんたろうこうにんかいけいしむしよ 北岡慎太郎公認会計士事務所 公認会計士 きたおか しんたろう 北岡 慎太郎 委員でございます。

ほりうちしゃかいほけんろうむしむしよ 堀内社会保険労務士事務所 社会保険労務士 ほりうち けんじ 堀内 賢司 委員でございます。

門真市市民文化部 部長 <sup>やま</sup>山 <sup>たかし</sup>敬史 委員でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

市民文化部 次長の西岡でございます。

生涯学習課長の清水でございます。

生涯学習課課長補佐の中村でございます。

生涯学習課副参事の勝連でございます。

生涯学習課係員の桑原でございます。

図書館長の牧園でございます。

図書館主任の山本でございます。

最後に、本日の司会進行をさせていただきます、生涯学習課主任の濱田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日は選定支援業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社も同席しております。

次に、事務局を代表いたしまして、市民文化部次長西岡より一言ご挨拶を申し上げます。

#### 【事務局】

本日は、門真市立文化創造図書館指定管理者候補者選定委員会の開催にあたりまして、事務局を代表いたしまして一言ご挨拶、お礼申し上げます。

委員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、選定委員の職に際しましては、快くお引き受けをいただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

本委員会は、古川橋駅の北側で整備を進めております図書館機能と文化会館機能を併せ持つ施設であります文化創造図書館「KADOMADO」が来年春季に開館するに伴いまして指定管理者を選定するものでございます。指定管理者の候補者選定にあたりましては、透明性と公平性を確保するために、公募団体から提出されました申請書類等を厳正なる審査の上、候補者となる団体を選定して、市長に意見答申を行うものでございます。

各委員におかれましては、重責を担っていただくこととなりますが、公の施設にふさわしい団体を慎重にご審議の上、選定いただくようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、次第2の委員長・副委員長の選出に移りたいと思います。お手元の「資料3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）」の第9条第2項をご覧ください。

ここに、委員長及び副委員長は互選により定めると規定されていますことから、委員の皆様により互選いただきたく存じますが皆様いかがでしょうか。

(委員長及び副委員長の選出)

**【事務局】**

本委員会の委員長及び副委員長が決定されましたことに伴い、代表して委員長に就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

**【委員長】**

改めまして、こんにちは。

社会教育委員会議の議長をしてから何年なのかも忘れてしまいましたけども、この新しい図書館複合施設の建設に関わらせていただいて、おそらく10年、それ以上経ってしまっていて、その間に、考えてみますと、元号が変わり、コロナありということで、今日、このような形で、実際に運営される指定管理者を選ばせていただく場に関わらせていただいているのは大変光栄であり、なおかつ少し感慨深いものがございます。

今日は、いよいよ来年の春に迫っている開館に向けて、指定管理者の、第一期ですかね、最初の指定管理者の選定を進めていくという、その1回目の委員会ということになります。

皆さん、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。それでは次第3の諮問に入らせていただきます。

ただいま配布いたしましたものが、諮問書及びその写しでございます。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会です。

本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全2回ご審議いただく予定をしておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

**【委員長】**

それでは、次第4の会議の公開・非公開の決定に移りたいと思います。この件に関しまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

それでは、会議の公開・非公開についてご説明いたします。

資料4『審議会等の会議の公開に関する指針』及び資料5『門真市情報公開条例（抜粋）』をご覧ください。

本市におきましては、指針第3条において、「審議会等の会議は公開するものとする。」としておりま

すが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「法人その他の団体に関する情報」であり、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」で、不開示情報に該当すると考えられることから、事務局といたしましては、非公開とすることが適当と考えております。

このことについて、ご検討をお願いします。

**【委員長】**

ただいま事務局より、この会議を非公開とすることが適当との提案がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

**【委員長】**

それでは本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思っております。

続きまして次第5の会議録の作成方法について事務局からご説明をお願いしたいと思っております。

**【事務局】**

引き続き、先程、ご覧いただきました資料4をご覧ください。

本選定委員会の会議録につきましては審議会等の会議の公開に関する指針第8条第2項に基づき、各会の選定委員会終了後2週間以内に、内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公開するとともに、すべての審議事項が終了し、候補者が決定された後にすべての会議録を併せて公開します。また会議録の作成につきましては、門真市情報公開条例の第6条各号に掲げる、不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。ただいま事務局より、会議録の作成について提案がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

**【委員長】**

それでは、異議なしということですので、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおりに行いたいと思っております。

**【委員長】**

それでは、次第6(1)募集要項等について、事務局よりお願いしたいと思っております。

## 【事務局】

それでは、募集要項等についてご説明いたします。お手元の資料6『本事業の概要について』をご覧ください。

本来、募集要項と管理・運営基準書にて説明するところですが、内容が非常に膨大であるため、内容をまとめた資料6に沿ってご説明いたします。

資料6、1枚目の左側「I 事業の概要」の「1. これまでの経緯」をご覧ください。資料9の『募集要項（案）』1ページからより詳細に記載しておりますので、併せてご覧ください。

本市では、京阪古川橋駅北側にある廃校となった旧門真市立第一中学校跡地を含む門真市幸福東土地区画整理事業区域内において、本市の中心拠点として、門真市立文化創造図書館と交流広場をまちの核に位置づけ、複合施設に隣接するまちづくり用地活用事業として民間事業者によるタワーマンション等の建設を想定したまちづくりを進めているところであります。

文化創造図書館の整備にあたっては、これまで資料の左下のスケジュールに記載の通り、各業務において事業者を選定し、事業を進めてまいりました。

文化創造図書館は、図書館機能と文化会館機能を併せ持つ施設であり、多くの市民が自主的・創造的な文化・学習活動を行い、地域コミュニティの交流と活性化を図る施設となることを目指しております。

施設の愛称は「KADOMADO（カドマド）」。愛称は、一般公募により決定いたしました。この愛称には、「窓」の言葉のイメージから、光や様々な人々の出入りする場所という意味を感じ取れると思われ、KADOMADO が門真の新しい、住民の明るい笑顔や情報のインプット、アウトプットの窓口になればいいなという思いが込められています。

では、本公募の概要について説明します。資料右側「II 本公募の概要」の「1. 本公募の趣旨」をご覧ください。

本市は令和2年10月に、門真市立図書館指定管理者候補者等選定委員会による審査を経て、門真市立文化創造図書館の指定管理者候補者となる予定の事業者を選定しました。

候補予定者は、文化創造図書館の将来の指定管理者として、施設の魅力を最大限発揮し、質の高いサービスを提供できるよう、設計支援業務及び開館準備業務を通じて、施設の基本設計者、実施設計者及び施工業者等と連携を進めてきました。また、市の図書館サービスに関するノウハウを継承することを目的に、令和7年3月より門真市立門真図書館で指定管理業務を行っております。

本公募は、令和8年5月の文化創造図書館の開館に向け、令和7年12月議会で指定管理者を指定する予定であることから、今回、施設の指定管理者候補者を募集するものです。

なお、候補予定者については、令和2年の「現門真市立図書館及び（仮称）門真市立生涯学習複合施設管理運営等事業」での選定時に指定管理者としての事業遂行能力等を審査しており、候補予定者以外の事業者は複合施設の指定管理が極めて困難であると考えられることから、本募集は、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第2項第3号及び第4号に基づき、非公募による選定としたいと考えております。

次に、「2. 業務内容と公募書類」でございます。

本業務は、選定事業者に「指定管理業務等」を行わせるものであり、事業者選定後、12月の門真市議会での議決後速やかに、市と選定事業者は基本協定及び年度協定を締結します。各業務の主な業務内容と関連する公募資料はこちらの表で示したとおりでございます。

管理運営業務は、主に文化創造図書館の指定管理業務等の準備や実施のことを言い、具体的には、資料9『募集要項（案）』の5ページにも記載のとおり、運営業務・維持管理業務・安全管理業務・自主事業・業務報告でございます。各業務のより詳細な内容は資料10の『別冊1 管理・運営基準書(案)』に記載しております。

附帯事業業務は、カフェ事業等の準備や実施のことであり、資料9『募集要項（案）』の24ページ「別紙2 附帯事業の運営条件」に業務の詳細を記載しております。指定管理者候補予定者には、これらの公募資料の内容を理解していただいたうえで、提案書の作成、提出をしていただきます。

次に、「3. 施設の運営管理に係る経費」でございます。

お手元の資料9『募集要項（案）』の7ページ「6 委託料、指定管理料及び行政財産使用料」と併せてご覧ください。

指定管理者が本施設の管理運営を行うために必要な経費である指定管理料については、提案時に資料12『別冊3 様式集（案）』の中の「(様式12 別添) 管理業務収支計画書」を提出いただき、選定後に双方で内容を確認・協議した後、決定する予定です。

また、同じく資料9『募集要項（案）』7ページに記載しておりますとおり、指定管理者は、施設の利用者の支払う貸出施設の利用料について、自らの収入とすることができます。利用料金の設定については、文化創造図書館条例で定める額を上限に利用料金の額を提案し、本市の承認を受けて設定することができることとしております。貸出施設の利用に係る基本料は8ページの表のとおりでございます。

他にも、光熱水費に関する事項や、カフェ等の附帯事業の実施に係る行政財産使用料についてもこちらに記載しております。

次に、「4. 優先交渉権者の選定方法」でございます。

優先交渉権者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会を設置し、下図の手順で実施いたします。

詳<sup>しょうじゆつ</sup>述は、議事「(2)審査について」でご説明するので、この場では控えさせていただきます。

次に、「5. 公募等のスケジュール」でございます。

こちらも、議事「(2)審査について」でご説明するので、この場では控えさせていただきます。

資料6の2枚目については、文化創造図書館の実施設計完了時点でのパース図やフロア構成を記載しております。本施設は、各階で異なったテーマを設け、図書館を中心に様々な体験活動や文化・学習活動を行っていただける施設となります。指定管理者候補予定者には、このコンセプトに基づく提案を求めています。

つづいて、資料10『別冊1 管理・運営基準書(案)』についてご説明いたします。内容につきましては、先ほどご説明した概要をまとめたものになります。

本管理運営基準書は、令和2年7月20日付で公表した「(仮称)門真市立生涯学習複合施設 管理・運営基準書」をもとに、設計や施工計画等の内容を踏まえて、一部内容を精査したものです。

そのうち、指定管理者が行う業務に直接関係する箇所については、下線付きの赤字又は見え消しで示しております。

まず、1ページをご覧ください。

「1. 本書の位置づけ」につきまして、複合施設の管理運営基準等を示すものです。

次に、「2. 本市における図書館及び複合施設の基本的な考え方」でございます。

図書館の基本理念、位置づけ等は、図書館サービスの根幹として現図書館と同様の内容で展開いたします。

整備予定地を含む京阪電鉄古川橋駅周辺エリアの公共施設として目指す姿及び新図書館、新文化会館の設置目的を踏まえ、指定管理者のノウハウや専門性を活かしながら管理運営を行っていただきます。

3ページの「(4)京阪電鉄古川橋駅周辺エリアの公共施設の機能としてめざす姿」につきまして、本エリアでは、以下に示す文化創造図書館を含めた公共施設の各機能が複合的に影響し合い、コミュニティを育む文化・学習の交流拠点として機能し、相乗効果が生まれることを目指しております。

施設の機能としましては、図書館機能、文化会館機能、附帯機能を挙げており、指定管理の参考事項としまして、広場機能も挙げております。

次に、「3. 対象施設の概要及び範囲」でございます。ここでは文化創造図書館条例の規定に基づく開館時間と休館日を記載しております。

次に、「4. 指定管理者が行う管理運営業務」でございます。管理運営業務の概要につきまして、複合施設の屋内及び外構における以下の業務といたします。

1つ目の開館準備業務では、施設の供用開始後の円滑な管理運営を目的に、複合施設の開館準備に係る業務を実施していただきます。開館準備業務の期間は、令和8年2月1日から開館前日までとさせていただきます。2つ目の運営業務については、施設運営業務・新図書館運営業務・新文化会館運営業務・提案業務であり、3つ目以降の維持管理業務、安全管理業務、自主事業、業務報告と続きます。

次に、5ページの「5. 指定期間」でございます。指定期間は、開館準備期間を含め、令和8年2月1日から令和13年3月31日までの5年2か月とします。

以降も、本書では指定管理者候補予定者が、指定管理者として行う各業務についての基準を示しておりますが、時間の都合上割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、募集要項等について事務局からの説明を終わらせていただきます。

#### 【委員長】

多岐に渡るご説明をありがとうございます。ただいま事務局より、選定方針として本公募を非公募で行うことや、募集要項等についての説明がありましたが、委員の皆様からご質問やご意見はありますでしょうか。

(質問なし)

#### 【委員長】

質問は無いということでもよろしいでしょうか。後ほどの「審査の進め方」の資料の際に質問いただいてもよろしいかと思います。

それでは、事務局にはこのとおり募集要項を進めていただくことでお願いします。

それでは、次の案件、次第6(2)の審査についてご説明をお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

それでは資料7『審査の進め方について』及び資料11『別冊2 審査基準(案)』をご覧ください。この資料7『審査の進め方について』につきましては、資料11の『審査基準(案)』の内容を抜き出して作成しております。本日は資料7に沿って、審査の基準や流れについて、ご説明いたします。

はじめに「1の1 審査の手順」といたしまして、1ページ目のフロー図をご覧ください。まず、今回の第1回選定委員会終了後、募集要項等を市ホームページにて公表いたします。また同時に、その下の、参加表明の受付を開始いたします。その後、応募のあった事業者について、参加資格の確認を行い

ます。

2 ページ目をご覧ください。四角囲みの一番上、「3 参加資格の確認」としまして、本市は、参加表明時に提出された資料に基づき、募集要項に記載のある、「応募者が満たすべき参加資格要件」について、応募者が満たしているかを確認し、確認の結果を応募者に対して通知いたします。なお、要件を満たさない場合は提案関連書類を提出できないこととしております。

1 ページ目に戻っていただいて、参加資格の要件を満たさない場合は失格、満たしている場合は、続いて、提案書の受付を行い、提出された提案書について、その下の、基礎的事項の確認を行います。行ったり来たりで申し訳ございません。再度2 ページ目をご覧ください。「4 基礎的事項の確認」としまして、本市は、応募者から提出された提案書関連書類が、下の表に記載しております基礎的事項に該当していないことを確認いたします。なお、一つでも該当する事項があれば、その応募者は審査対象除外といたします。

基礎的事項としましては、

- ・様式集に定めた提出書類（附属資料として求めているものを含む。）に遺漏のあるもの
- ・募集要項に定める方法において作成されていないもの（ただし、誤字・脱字等提案内容への影響が軽微なものを除く。）
- ・提案が法令又は条例違反に該当し、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの。
- ・提案が、募集要項等に定める各種の要求事項を明らかに満足していない場合や禁止事項に該当している提案と認められるもので、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの。

の、4 項目としております。

フロー図に戻っていただきまして、基礎的事項を満たさない場合は、失格となり、満たしている場合は、選定委員会での加点審査に進んでいただきます。選定委員会の採点結果により、総合評価を行い、加点審査の得点が配点の 60%を上回った場合、応募者の提案を最優秀提案として選定し、優先交渉権者として決定いたします。以上が、今回の全体的な審査の手順となります。2 ページ目の一番下にも記載しておりますが、今回の審査の流れの中で、選定委員会には、事務局での参加資格及び基礎的事項の確認を通過した応募者の提案について、加点審査を行っていただきます。なお、参加資格及び基礎的事項の確認の結果、応募者が失格となった場合は、事前に事務局より各委員にお知らせいたします。

続きまして、3 ページをご覧ください。「1.2 加点審査」といたしまして、提案書記載事項とプレゼンテーションをあわせ、その下の審査項目と配点に沿って、総合的な観点から審査を行っていただきます。加点審査を行った上で、総合評点を算出します。3 ページの「審査項目と配点（案）」といたしまして、資料 11『審査基準（案）』の 4 ページ以降に記載している詳細な審査項目と配点をまとめておりますが、これらは、本市が今回の提案に重点的に求めたい点として作成しております。

加点審査には計 200 点を配点しておりまして、内訳としましては、「(1) 門真図書館の指定管理業務

を踏まえた課題点及び複合施設への活かし方」として、門真図書館の課題把握が配点 15 点、管理運営する際の方針等が 25 点の計 40 点、「(2) 施設の効用を最大限に発揮させる運用」として、利用者の増加を図るための具体的手法が 25 点、サービスの向上を図るための具体的手法が 20 点、エリアマネジメント組織との連携に 10 点の計 55 点、「(3) 管理経費の縮減の工夫」として、指定管理料の縮減を図るための具体的方策及び収支計画と事業計画の整合性が 10 点の計 10 点、「(4)施設の管理を安定して行う物理能力及び人的能力」として人員配置及び外注計画などの組織体制が 15 点、職員の雇用確保の方策と労働条件が 10 点、職員の指導育成・研修体制が 15 点、施設・設備の維持管理及び更新が 10 点、審査団体の経営状況が 10 点の計 60 点、「(5)当初提案の実現に向けた取組み」として、対話を踏まえた当初提案の確認が 15 点の計 15 点、「(6)その他市が必要と認める基準」として、地域貢献が 10 点、個人情報保護に関する取組みが 10 点の計 20 点、これらの合計で加点審査の合計が 200 点としております。

続いて 5 ページをご覧ください。

「1.3 選定委員会のスケジュールについて」ご説明いたします。第 1 回については本日の委員会について記載しております。本事業の概要、審査の進め方についてご説明させていただき、この後、審査基準について、対話の進め方について、今後の予定についてご説明させていただき予定としております。

第 2 回の選定委員会については、10 月 9 日を予定しております。前半としまして、参加資格審査結果の報告、各応募者の提案概要の報告を予定しております。また後半は、応募者によるプレゼンテーションののち、加点審査を行い、最優秀提案の選定を行う予定としております。下の※印に記載しておりますが、このように第 2 回については、プレゼンテーションを含む提案内容の審査を行います。

続いて 6 ページをご覧ください。

「1.4 第 2 回選定委員会の進め方 (案)」としまして、応募者から提案書の提出があった後の流れをご説明いたします。

まず、10 月 9 日の第 2 回選定委員会前の流れとしまして、事務局において、応募者より提案書を受領後、各委員に「提案書」及び「下審査票」をお渡しいたしますので、第 2 回選定委員会までに、提案内容をご確認いただき、必要に応じて下審査票をご活用ください。

また、並行して、事務局にて、必要に応じて、応募者へ提案内容に関する確認を行い、この確認事項を各委員へ報告いたします。

そして、第 2 回選定委員会におきまして、提案内容の理解、疑問点等の共有、質問の整理を行うため、委員の皆様で意見交換を行っていただきます。その後、応募者はプレゼンテーションを行い、選定委員会は応募者に対し、質疑を行います。時間配分については、下の表のとおり、プレゼンテーションが 20 分、質疑が 30 分、合計で 50 分を予定しています。

そしてプレゼンテーション後、加点審査に対する選定委員会としての最終評価の結論を得て、総合評点により最優秀提案を選定していただきます。

続いて、7ページをご覧ください。

「1.5 提案内容の得点化方法」についてご説明いたします。こちらの加点審査の得点化方法については、資料 11『審査基準 (案)』の 6 ページに記載している内容になります。まず、提案内容に対する加点審査の得点化の方法は、審査項目に対して評価を行い、下の表に記載しております、6 段階評価により得点を付与する方法といたします。審査項目に対して、A から F の 6 段階で評価を行い、その評価に応じて、各項目の配点に対し 20% 刻みで得点を付与し、点数化を行います。

続いて、(2) 得点の決定方法について、ご説明させていただきます。先ほどご説明した方法により算出した点数のとりまとめについては、委員個人が採点し、委員個人の採点を「合算」する方式といたします。

長くなりましたが、審査についての説明は以上です。

#### 【委員長】

ただいま審査についてご説明いただきましたが、この件について、委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。如何でしょうか。

#### 【委員】

私の方で記録していることがいくつかありまして、2020 年の 7 月 13 日ということですから 5 年前になりますが、第 1 回門真市立図書館指定管理者候補者等選定委員会の議事録があるのですけれども、それを見るとですね、その時に私が発言している項目がありまして、審査基準や審査の進め方について、私の方から、審査項目の中に読書バリアフリー法や障害者差別解消法などアクセシビリティに関する項目を入れておくべきだという話をしました。

従来からの拡大図書とかデジター図書だけじゃなくて、今日の ICT を活用した例えば電子図書館システムの中の自動音声読み上げ等の技術とか、そういったものについてやはり審査基準等に入れていくべきではないかということです。その後、門真市さんでは電子図書館サービス、具体的に TRC-DL を導入したということで、門真市立図書館協議会などの報告などを聞きまして、大体概要はわかったつもりなのですが、今回の資料を見ていくとですね、例えば資料 10 の別冊 1 の中に、今私が触れたところに関連して、資料 10 の 38 ページに「障がい者サービス」があります。しかし、業務内容が「障がい者を対象とした資料及び情報提供」「講演会等の企画」となっていて、管理運営水準としては「拡大読書器や読書補助具、磁気式メモボードなど、身体の不自由な方が利用しやすい環境を整えること」と、2 番目が「対面朗読サービスの利用希望に対応すること」と、3 番目が「音声ガイドと字幕のついたバリアフリー映画上映会、手話通訳がある講演会等を企画すること」となっていて、5 年前に私の方から指摘させていただいた「ICT を活用した今日の電子図書館サービスの水準」が、相変わらず反映されていないように思います。

これでは、「音訳」や「点訳」と言っていた時代と全然変わってないような気がするのですけれども、そういうことは記載しないで大丈夫なのでしょうか。

**【委員長】**

事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

電子図書館自体は、当初、最初の図書館の指定管理の選定委員会の時に事業者として電子書籍サービスというのを提案されていたのですけれども、その後ですね、コロナなどがあつた後に、市の方で導入しております。

**【委員】**

それはいいことだと思うのですが、今回のその審査の項目の水準として何らかの記載があつて然るべきではと思ったのですが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

既に記載している箇所もあるので、もう少し具体的に書いた方がいいということでしょうか。

**【委員】**

先ほど私が読み上げた、20年前ぐらいから全然変わらないようなニュアンスの箇所です。要するに、図書館学の時代から今、図書館情報学の時代に司書課程なんかも変わってきているわけですが、それに対応してないといえますか。読書バリアフリー法というこの業界では最もポピュラーな法律がありまして、2019年の6月に公布、施行されて、そこにはアクセシブルな電子書籍とはっきり書いてあります。それから、5年前にも言いましたけれど、2016年の4月に施行された障害者差別解消法に関連したガイドラインを2016年の3月に日本図書館協会が作成して、その中にきちんと電子書籍が入っております。ですから、そのアクセシブルな電子書籍とか、それはもう必ず、要るものでして、今おっしゃっている拡大読書器や読書補助具ではなくて、電子書籍の方がポピュラーな言葉です。にもかかわらず、なぜ電子書籍や自動音声読み上げといった言葉が一言も入らないのかということが疑問です。

仮に、そのようなものが無いと困る状態ではないということでしたら、それはそれで検討していくのかもしれませんが、一般的には必要なものです。5年前は「非常に重要な事項についてご指摘いただいたと感じています。審査項目について、適切などころに必要な事項を追記したいと考えています。再度事務局で検討させていただきます。」という答えもいただいているのですけれどもね。その時に、日本図書館協会のガイドラインにも触れていますし、読書バリアフリー法にも触れているのですけれども。

**【事務局】**

少しよろしいでしょうか。資料7「審査の進め方」の3ページをご覧くださいよろしいでしょうか。審査項目、加点審査、特定テーマ、(1) 門真図書館の指定管理業務を踏まえた課題点及び複合施設への活かし方のところの2つ目の管理運営する際の方針等のところですか。2ポツ目の「公の施設として利用者が平等に利用できるように管理運営ができるか」というところに、先ほど副委員長のおっしゃったアクセシビリティに関することを補足させていただくというのはいかがでしょうか。

#### 【委員】

いいと思いますよ。それは。資料を見ていて、そのような記載が無いと思っただけです。

『文藝年鑑』という、日本文藝家協会が年に1回出す刊行物があります。2025年版のその文書の中に、2024年4月に、日本文藝家協会、日本推理作家協会、日本ペンクラブの3団体が、読書バリアフリーに関する3団体共同声明が発出されたこと、これがまず記載されていまして、それは、読書バリアフリー法や改正障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に賛同するという文芸作家たちの声明になります。実はその前年に私が言論表現委員会を務めている日本ペンクラブで対談とシンポジウムをやりました。日本文藝家協会や日本推理作家協会は日本ペンクラブから、少し働きかけていたわけなのですけれども、ようやく2024年の4月に声明が出ました。

それを受けて、驚くべきことに、6月に出版5団体が、文芸3団体が出した声明を受けて、読書バリアフリーに関する出版5団体共同声明っていうのを発出したんですね。それは、文学史上画期的な状況だということを書き記述しました。なぜその文学史に残るかということ、例えば、これまで図書館の障がい者サービスは、視覚障がい者を対象にした対面朗読や点字資料や録音資料、拡大資料、拡大写本等の収集と提供を中心に行われてきましたが、近年はICTを活用した手法として自動音声読み上げ機能付き電子書籍を導入する公共図書館が著しく増加し、声明はこの動向に対応しようとしていると言えます。

ですから、今は、対面朗読するとかそういうことよりも、それはもちろん存続しているのですけれども、そういう声明の中でも、自分たちが電子書籍を出さないと、読めない人がいるという流れに変わってきているんですよ。今までは書店を守るために電子書籍を出さないと書いていた作家がいましたが、今では逆に電子書籍で出さないとページをめくれないとか、本を持ってないとか、そういった、視覚障がい者だけじゃない、紙の本では読めない人たちのためにという流れが主流になってきています。バリアフリーからユニバーサルデザインに変わってきている中で、このようなものが出てきていますので、要は、もう点訳器とかそういうイメージから離れていただきたいのです。

中途失明や発達障がいとかも含めて、情報にアクセスできる状態を保証したいという意図があります。視覚障がい者のためだけではないですし、対面朗読だけでいいわけでもないです。門真市が導入したTRC-DLでそのアクセシビリティを保障するというのはいいいことだと思いますので、その点が管理・運営基準書の表のどこかに記載されているのかと思って見ていたのですけれども、よくわからなかったので申し上げたわけです。

すみません、話が長くなりましたが、以上です。審査項目を修正されるということでしたらそちらでよろしいかと思います。

#### 【委員】

委員がおっしゃったことは、非常に大事なご指摘だと思いますので、例えば、管理・運営基準書の5

～6 ページに「遵守すべき法令、例規等」がありますけれど、ここもやはり今おっしゃっていただいたとことか、子どもの読書に関する法律とか、その辺の図書館に直接関わってきそうな法律も挙げといた方がいいのではないのでしょうか。

今、社会教育法、図書館法、地方自治法、著作権法、個人情報保護に関する法律が書かれています。今の子どもにとっては読書とか障害者の差別解消に関する法律とか、おそらく新しい施設を作るとなると絶対参照しないとイケないものと思いますので、そのあたり、法律をもう少し追記いただいた方がより明確になると思います。

また、やはり管理・運営基準書の38ページの表も、加点だけではなくて、少し文章を補足した方がいいかと思います。実際に発注する業務を、管理運営計画を作っていたときにしっかりと意識してほしいということです。

こちらの中身の修正を含めて、この後、異議なしかどうかを判断するというところで、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(異議なし)

**【委員長】**

今申し上げたところ、それ以外についても修正や追加があるかもわかりませんので、事務局の方で精査いただいて、法律の名前や具体的なサービスを追加いただくと。それを含めて、先ほど1つ前の項目で本当は異議なしをいただいていたおこななければいけなかったこの管理・運営基準書ですね、こちらの方を認めるということでしょうか。

(異議なし)

**【委員長】**

ありがとうございます。

あと、審査の進め方についてなんですけど、これは今委員の方からそのサービスの中身についてご意見いただいて、先ほど事務局から加点のところにそれを加味するというところで、ご意見をいただきました、

それ以外に何か審査についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

**【委員】**

資料7の4ページの審査項目のところ、従来、審査団体の経営状況は、私が先に採点したものを皆様に見ていただいたのですが、今回も同じような形になるのでしょうか。

**【事務局】**

今回のこちらの審査につきましては、皆様もそれぞれの持ち点で審査いただければと思っております。ただ、専門分野の方のご意見をいただき、意見交換する中で参考にさせていただきながら採点いただければと思っております。

**【委員】**

事前に財務諸表等に基づいて私の考えは皆さんにお伝えしますので、今回はそれぞれの皆さん、その意見に基づいて採点していただければということで。

**【委員長】**

はい。話し合いが先にありますので、そこでちょっと意見交換させていただいて、発表いただければと思います。

他はいかがでしょうか。人員配置や組織体制の箇所については委員からまた当日ご意見いただいて、それをまたみんなで意見交換してから臨むということで行きたいと思います。

**【委員】**

はい。

**【委員長】**

お願いいたします。

他特にご意見、ご質問等ないようでしたら審査の進め方につきましては、今事務局からお話いただいた通りですが、ただ、この先ほどの電子書籍などの新しいサービス内容に関して、加点のところ審査するという事を含んでお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。では、次第6の審査基準についても異議なしで認めたということですね。ただ、先ほどの加点項目ですね、そこは、文章を変えていただいてもいいかなと。

では、審議が必要な項目、募集要項等とそれから審査については一応今審議したということにさせていただいて、続いて、3番の対話の進め方が残っています。

次の案件、次第6の(3)の対話の進め方についてご説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

それでは、対話の進め方についてご説明いたします。お手元の資料8『対話の進め方について』をご覧ください。

今回の選定におきまして、スケジュールの中に事業者との「対話」の実施を組み込んでおります。この対話は、令和2年に実施した「現門真市立図書館及び(仮称)門真市立生涯学習複合施設管理運営等事業」の事業者選定から5年が経過し、この間に施設を整備していくうえで事業者、市それぞれの事由により当初提案の履行が困難となる場合が考えられますので、本市が認めたやむを得ない場合に限り、提案内容の変更、代替提案を行うことを可能とし、当初の事業者提案の内容を担保することを目的に、変更意向のある提案内容およびその変更を希望する理由について、本市が確認するものでございます。

なお、当初提案の概要書を資料 13 としてお配りした一式の中に入れておりますので、ご確認くださいませようお願いします。

対話の時期としましては、事業者が 7 月末に参加表明書を提出し、市がその内容を確認、審査した結果、参加資格があると認められたのち、8 月中に実施する予定であります。

次のページをご覧ください。対話は対面形式にて行います。対話は市と事業者との認識をすり合わせる場であり、対話の内容が審査に影響することはありません。対話に先立って、事業者に資料 12『様式集（案）』の中の「（様式 7）対話議題提出書」にて議題の提出を求め、当初提案からの変更点およびその理由を確認します。それに対して、事前に市は回答案を作成します。対話では、議題ごとにその詳細や解釈を双方で確認した後、市から回答を伝えます。対話の結果については、改めて、速やかに書面にて通知します。その際、対話の場で保留となった議題については、同通知をもって回答とします。

なお、変更後の提案内容については、対話の場では確認せず、提案書のなかで提案いただきます。

また、今回の提案書の中で、（様式 7）での申告はないものの、当初提案から明らかに変更した内容が確認された場合には、市から事業者の確認を行うこととします。

対話の進め方についての説明は以上でございます。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございました。では、この対話というのが、公募審査でやる指定管理者選定の場合はないということで、新しいということか、初めてのあり方のように思いますので、こういう形で進めていくということでご説明をいただきました。

この件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

#### 【委員長】

令和 2 年というのはコロナの前でしたっけ。ちょうど始まったぐらいですかね。

そこから、大分世の中が変わった気がするのですが、確認といたしますか、変更事案についてはおそらくあるのではないかと思いますけれども、特に変更が無ければ、対話は無しということでもいいのですかね。資料 13 の当初提案のまま、変えないということであれば。

#### 【事務局】

現在、現図書館の指定管理や、委託業務、開館準備業務をしていただいている中で、市としても変わってきている部分があることを把握していますので、全く無いということは、おそらく無いだろうと思っております。

#### 【委員長】

わかりました。でしたら対話を行ってから、我々の審査があるということで。

はい、ありがとうございます。特にご意見、ご質問等はございませんか。

**【委員】**

対話においては市から変更依頼を行うことはないのでしょうか。あくまで対話では、市が事業者の変更を聞くだけになりますか。

**【事務局】**

そうです、基本的にはそうなりますね。はい。

**【事務局】**

設計支援業務をはじめ、その他の業務も合わせて事業者さんにはお願いしており、設計段階の内容等も把握した上で進めていただいておりますので、設計施工上の変更なども理解はしていただいた上で、様式7を出していただくことになると思います。

**【委員長】**

他にご意見等なければ対話の進め方につきましてはこのとおりに進めていくこととしたいですが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【委員長】**

それでは、事務局にはこのとおりに進めていただくことでお願いします。

それでは、次の案件、次第7の今後の予定、次回日程についてご説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

今後の予定といたしまして、もう一度資料7『審査の進め方について』の8ページをご覧ください。募集要項等の交付以降の事務局及び選定委員会の具体的な予定を記載しております。

今後、委員の皆様をお願いさせていただく作業の予定といたしましては、応募者から提出のあった提案書等を9月22日の週に各委員へ送付いたします。そのため、各委員におかれましては、提案書等がお手元に届きましたら、内容の確認を始めていただくことになります。そして、応募者への確認事項及び提案内容調書を受領いただいた後、10月9日に第2回選定委員会を予定しています。

そして選定委員会の後、10月末に優先交渉権者を決定し、11月に選定結果の公表、12月に文化創造図書館の指定管理者の指定を行うこととなります。

今後の予定、次回日程については以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か委員の皆さんご意見、ご質問はございますでしょうか。

**【各委員】**

(質問なしとの声)

**【委員長】**

それでは、ご意見等ないようでしたら、これもちまして「第1回 門真市立文化創造図書館指定管理者候補者選定委員会」を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。